　　　　開発調整会議規程

（目的）

第１条　この規程は、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第６号）第24条第１項に規定する大規模特定開発事業などに関し、あらかじめ必要な調整等を行うため設置する開発調整会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　会議の構成員は、別表第１のとおりとする。

２　会議は、会長、副会長及び構成員をもって構成し、会長は都市みらい部建築・許認可担当部長を、副会長は開発指導課長をもって充てる。

３　副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第３条　会議は、必要に応じ会長が招集し、原則として月１回開催する。この場合において、会議の進行は会長が行う。

２　会長は、会議の運営上必要がある場合は、構成員以外の関係課職員の出席を求めることができる。

３　会長は、特定の調整事項があるときは、関係する構成員を臨時に召集し、会議を開催することができる。この場合において、会議の進行は副会長が行う。

４　副会長は、前項の会議の結果、必要と認めるときは、関係する構成員に対応を求めることができる。

（会議の付議の省略）

第４条　大規模特定開発事業のうち、次に掲げるものについては、会議への付議を省略することができる。

(1) 神奈川県土地利用調整条例（平成８年神奈川県条例第10号）第５条第１項に規定する審査結果通知書（開発計画の内容に変更があった場合には、同条例第８条第４項に規定する再審査結果通知書）の交付がされたもの

(2) 従前の建築敷地又は一団で土地利用している区域内で行う建築物の増改築で、周辺の環境に対する影響が少ないもの

(3) 厚木市住みよいまちづくり条例施行規則（平成15年厚木市規則第53号）第３条第１号に規定する特定開発事業のうち、開発規模１ヘクタール未満で周辺の環境に対する影響が少なく、かつ、高さ１メートルを超える切土、又は盛土を伴わないもの

(4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業中の区域内で行われるもの

２　前項の規定にかかわらず、会長は、必要と認めるときは、同項第１号に係る案件を会議へ付議することができる。

（庶務）

第５条 会議の庶務は、開発指導課において処理する。

　　　附　則

　この規程は、平成19年４月６日から施行する。

附　則

　この規程は、平成20年５月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成20年７月14日から施行する。

附　則

　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 開発調整会議構成員 | 都市みらい部建築・許認可担当部長、開発指導課長、企画政策課長、都市計画課長、建築指導課長、公園緑地課長、道路総務課長、道路整備課長、交通混雑対策課長、河川下水道総務課長及び警防課長 |